

飛騨市認定地域クラブ

認定手続きのご案内

1. 飛騨市認定地域クラブとは？

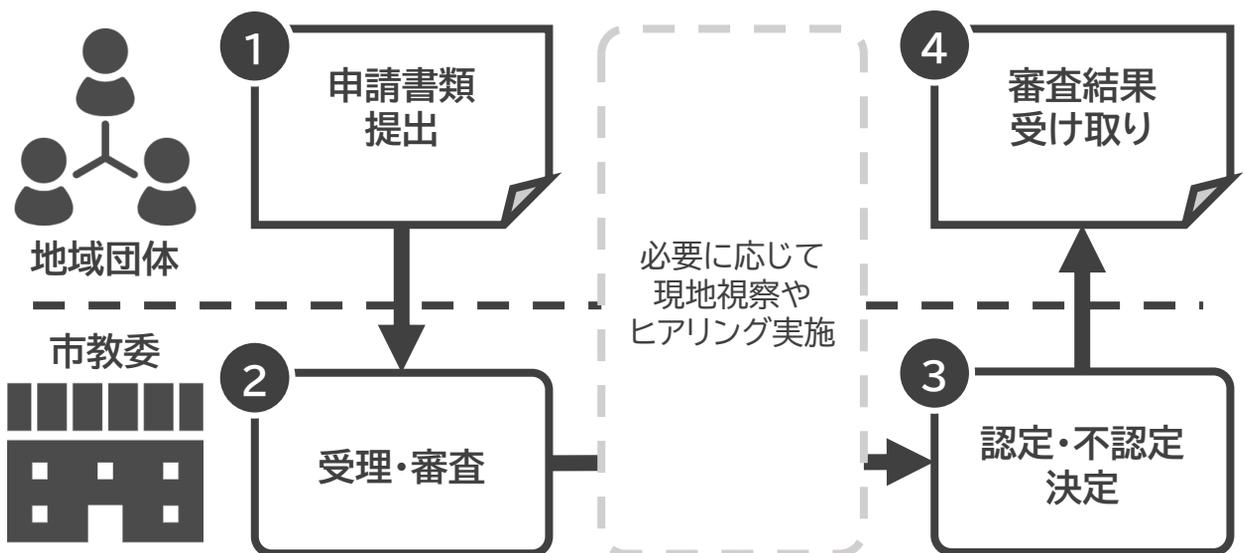
国や県が定める「新たな地域クラブ活動(学校部活動から地域に移行・展開された後の活動を担う団体)」に基づき、各種要件(裏面参照)を満たし、飛騨市教育委員会から認定を受けた団体のことを言います。

2. 認定地域クラブへの支援

- ・広報活動の支援
(例: 認定地域クラブの活動紹介や募集案内等を学校への広報資料に掲載)
- ・地域クラブ活動の持続可能な運営への支援
(例: 指導者研修会の開催、大会等への参加に要する費用の補助 など)

3. 認定手続きのながれ

認定を申請する団体は、申請書類(ガイドライン参照)を地域クラブ活動推進室に直接提出いただくか、郵送または電子メールによりご提出ください。



<注意>

- ・認定は年度単位で決定するため、毎年度2～3月頃に手続きの更新が必要になります。
- ・認定後に認定要件を満たさなかった場合、年度途中でも取り消しを行う場合があります。

4.地域クラブの認定要件

1. 運営規約の策定	
<input type="checkbox"/>	認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に公表すること
2. 参加者	
<input type="checkbox"/>	原則、飛騨市内の中学生を中心として構成されており、中学生の受け入れが可能であること
3. 適正で持続可能な人員体制	
<input type="checkbox"/>	代表者(1名)を配置すること
<input type="checkbox"/>	指導者(原則、2名以上)を配置すること ※別途要件アリ
4. 適切な休養日等の設定	
<input type="checkbox"/>	原則、週あたり3日以上 of 休養日を設けること(平日2日以上、休日1日以上を目安にする)
<input type="checkbox"/>	学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること
<input type="checkbox"/>	活動時間について、平日は2時間程度、休日は3時間程度とすること(準備・片付け除く)
5. 緊急時における安全管理体制	
<input type="checkbox"/>	活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えること
<input type="checkbox"/>	事故発生時に、迅速かつ適切な救急対応を施せるように緊急時対応計画を策定すること
<input type="checkbox"/>	参加者や指導者は、適切な補償内容・保険料の傷害保険、賠償責任保険に加入すること
6. 口座の開設と適切な会計処理	
<input type="checkbox"/>	認定地域クラブ専用の口座を開設すること
<input type="checkbox"/>	「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うこと
7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
<input type="checkbox"/>	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること
8. 地域との連携・協働	
<input type="checkbox"/>	活動状況や実績等の情報は、生徒の所属校や飛騨市教育委員会に適時開示を行う

Q&A

Q.これまで部活動になかった種目(内容)を地域クラブとして発足することはできる？

A.可能です。これまで学校になかった種目も広く募集し、子どものニーズに応じた活動を展開していきたいと考えています。

Q.指導者の登録は2名以上でないと認定されない？1名ではダメ？

A.原則、指導者2名以上としています。1名しか見つからなかった場合はご相談ください。
理由によって、認められる場合もあります(今後、指導者を増やしていくよう検討しながら)

Q.何らかの事情で会員が集まらなかった場合、途中で辞退することはできる？

A.やむを得ない理由があり、活動の継続が困難なときは団体のお申し出によって届出を取り下げることができます。

